

議 案 第 8 号

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定  
について

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成28年6月10日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に準じ、非常勤消防団員の障害厚生年金等の社会保障給付と公務災害補償の併給調整に係る規定を整備するため。

## 松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年松戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第2項の表1の項1の目中「0.86」を「0.88」に改め、同表2の項1の目中「0.91（第1級又は第2級）」を「0.92（第1級）」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市消防団員等公務災害補償条例附則第3条の規定は、適用日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。